

埼玉県秩父郡長瀬町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 常任委員会の充実

専門分野の知識を得るため、所管事務調査等を積極的に実施し、施設等の視察研修や執行部への聞き取り調査などを行い、その現状把握に努めるとともに、課題点についての研究を行っている。

こうした委員会活動を通じて、議会として町の政策づくりに寄与するとともに、執行部に対しての監視機能を発揮している。

(2) 一問一答方式の採用

一般質問においては、自席での質問ではあるが、一問一答方式を採用している。町政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことで論点が整理され、審議が十分深められている。

また、一般質問通告一覧表や議案資料を傍聴者に配布し、議論の内容をわかりやすくしている。

(3) 各諮問機関への議員の充て職の削減

執行部の諮問機関等の委員として、議長、委員長等の充て職就任が慣例的に行われてきたが、一部の充て職を段階的に削減し、その分、町民参加を推進するとともに、各議員に振り分けることにより、多くの委員が執行部の政策等の理解を深め、積極的に発言できるよう改善している。

2 住民に開かれた議会

(1) 町ホームページにおける議会情報の公開

町のホームページにおいて、議会の開催情報や会議録の公開を行っている。

会議録は、過去10年分を掲載しており、議会での審議内容や過去からの審議の経過を町民に見ていただくことにより、議会に関心を持つ方が増え、本会議、委員会の傍聴者も増えてきている。

(2) ホームページ以外の広報活動

町広報紙に議案の内容等を掲載することにより、議会の傍聴に来られない方や関心の薄い方に町の政策等を理解していただくため、周知している。

また、防災行政無線により議会の開会日をお知らせし、開かれた議会を図っている。

(3) 女性議会の開催

平成27年12月に、議会の活動等を理解し町政への関心を深めていただくとともに、女性の社会参加を推進し、女性の視点をまちづくりに反映させるため、女性議会を開催する。